

べつびょう だい じょうかんけい
別表（第5条関係）

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しょくいん りゅういじこう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の留意事項

ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ
1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

(1) ほう しょうがいしゃ たい せいとう じゆう しょう
法は、障害者に対して、正当な事由がないにもかかわらず、障
がい りゆう ぶつし ざいさんとう ゆうけいぶつまた きょういく ふくし いりょうとう
害を理由として物資、財産等の有形物又は教育、福祉、医療等の
むけいえきむおよ かくしゆきかい い か とう ていきょう きよ
無形役務及び各種機会（以下「サービス等」という。）の提供を拒
ひ ばしょ じかんたいなど りようはんい せいげん たしょうがい ひと たい
否し、場所、時間帯等の利用範囲の制限その他障害のない人に対
する場合にあつては課さない制限を設けること等により、障害者の
けんりりえき しんがい きんし
権利利益を侵害することを禁止している。

(2) ぜんごう りねん はん ばあい しょうがいしゃ じじつじょう びやうどう
前号の理念に反しない場合において、障害者の事実上の平等を
そくしん また たっせい ひつよう つぎ かつ たくべつ そち ふとう
促進し、又は達成するために必要な次に掲げる特別の措置は、不当
な差別的取扱いに当たらないものとする。

ア しょうがいしゃ しょうがい ひと くら ゆうぐう とりあつか
障害者を障害のない人と比べて優遇する取扱い

イ ごうりてきはいりよ ていきょう しょうがいしゃ しょうがい ひと あいだ しょう
合理的配慮の提供による障害者と障害のない人との間に生
じること とりあつか
じる異なる取扱い

ウ ごうりてきはいりよ ていきょうとう ひつよう はんい しょうがいしゃ しょうがい
合理的配慮の提供等をするために必要な範囲で障害者に障害
じょうきょうとう かくにん
の状況等を確認すること

せいとう じゆう はんだん かつ りゅういじこう
2 正当な事由の判断に係る留意事項

(1) 前項第1号の正当な事由の判断は、安全の確保、財産の保全、損害発生防止の防止、事務事業の目的、内容、機能等の維持その他第三者の権利権益の観点又は状況に係る個別の場合に応じて総合的かつ客観的に行うものとする。

(2) 職員は、正当な事由があると判断した理由について、障害者等に對し、わかりやすく、かつ、丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 不当な差別的取扱いの具体例等

(1) 不当な差別的取扱いとなり得る例は、障害があることを理由に次に掲げる事項を行うものとする。

ア 窓口対応を拒否すること。

イ 対応の順序を後回しにすること。

ウ 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。

エ 説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。

オ 来庁の際に付添いの者の同行を求める等の条件を付し、又は付添いの者の同行を拒むこと。

(2) 前号に掲げる例においては、これらの事項は例示に過ぎず前号に掲げるものだけに限るものではないこと、当該取扱いが不当な差別的取扱いに相当するかについては前項の例その他個別の事案ごと

はんだん
に判断されるものであること及び当該取扱いについてせいとう じゆう
およ とうがいとりあつか
がなことを前提として、りゆうい
に留意するものとする。

4 合理的配慮に係る留意事項等

- (1) ほう
法における合理的配慮に係る立場は、しょうがいしゃ けんり かん じょうやく
ごうりてきはいりよ かか たちば
(以下「権利条約」という。) だい じょう きてい 合理的配慮の
い か けんりじょうやく
定義を踏まえ、しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん
は、しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん
はなく、しゃかい さまざま しょうへき そうたい しょう
ものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に基づくものである。
しゃかい かんが かつた もと
- (2) しょくいん 合理的配慮に当たっては、とうがいごうりてきはいりよ じ む じ ぎ ょう
ごうりてきはいりよ あ とうがいごうりてきはいりよ じ む じ ぎ ょう
の目的、内容及び機能を勘案して必要な範囲で本来の業務に付随す
もくてき ないようおよ きのう かんあん ひつよう はんい ほんらい ぎょうむ ふずい
るものに限られること、しょうがい ひと ひかく どうとう
ス等の提供を受けるためのものであること並びに事務事業の目的、
とう ていきょう う なら じ む じ ぎ ょう もくてき
内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意するものとする。
ないようおよ きのう ほんしつてき へんこう およ りゆうい
- (3) しょくいん 合理的配慮は、しょうがい とくせいまた しゃかいてきしょうへき じょきよ
ごうりてきはいりよ しょうがい とくせいまた しゃかいてきしょうへき じょきよ
もと ぐたいてきばめん も じょうきょう おう こと たよう こ
求められる具体的場面若しくは状況に依じて異なり、多様かつ個
べつせい たか とうがいしょうがいしゃ げん お じょうきょう ふ
別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏
しゃかいてきしょうへき じょきよ しゅだんおよ ほうほう じこう
まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、次項に
かか ようそ こうりよ だいたいそ ち せんたく ふく そうほう けんせつてきたいわ
掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話に
そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう
よる相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応が

なされるべきものであることに留意するものとする。

(4) 職員は、障害者による意思の表明は、意思確認手段（通訳を介するものを含む。）によるものに加え、障害者の家族、介助者、法定代理人等のコミュニケーションを支援する者が当該障害者を補助して行う意思の表明も含むものであることに留意するものとする。

(5) 職員は、合理的配慮は障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であることに留意するものとする。

(6) 職員は、市長が事務事業の全部又は一部を事業者に委託等をする場合は、当該事業者が行う合理的配慮について、当該委託等以前の合理的配慮と比較して内容に大きな差異が生じることにより障害者が不利益を受けることを防止するため、当該委託等の条件としてこの要領の規定を踏まえた合理的配慮の提供の責務を加えるよう努めるものとする。

5 過重な負担に係る留意事項

(1) 職員は、過重な負担について具体的な検討をせずに拡大解釈し

はんだん など ほう しゅし そこ こういとう こべつ じ
 て判断する等の法の趣旨を損なう行為等をしてはならず、個別の事
 あん つぎ ひょう さらん かか じこう おう とうがいひょう うらん さだ
 案ごとに、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、当該表の右欄に定
 める基準を考慮して総合的かつ客観的に判断するよう努めなければ
 ならない。

く ぶん 区 分	はんだんきじゆん 判断基準
じ む じぎょう えいきょう 事務事業への影響の ていど 程度	じ む じぎょう もくてき ないようおよ きのう そこ 事務事業の目的、内容及び機能を損なう ことはないか。
ひよう およ ぎょうむ かか 費用及び業務に係る ふたん ていど 負担の程度	ぶつりてき ぎじゅつてき じんてき およ たいせいじょう 物理的、技術的、人的及び体制上の もんだい 問題はないか。
じつげん かのうせい ていど 実現の可能性の程度	だい しゃ けんりけんえき そこ 第三者の権利権益を損なうものでない か。

(2) ぜんごう はんだん かんとくしゃ たじょうい しょく もの し じ
 前号の判断については、監督者その他上位の職にある者の指示
 とう
 等によるものとする。

(3) しょくいん ぜん ごう きてい とうがいごうりてきはいりよ かじゅう ふたん あ
 職員は、前2号の規定により当該合理的配慮が過重な負担に当
 はんだん ばあい りゆう しょうがいしゃとう たい
 たりと判断した場合は、その理由について障害者等に対し、わかり
 ていねい せつめい りかい え つと
 やすく、かつ、丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

6 合理的配慮の具体例等

- (1) 合理的配慮については、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、当該表の右欄に定める例によるものとする。

合理的配慮の区分	合理的配慮の例
<p>物理的環境に係る合理的配慮</p>	<p>市の施設等において段差等がある場合には、車椅子利用者に対するキャスター上げ等の補助又は仮設スロープを設置すること。</p> <p>配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡し、又は位置をわかりやすく伝えること。</p> <p>複数の課で手続きが必要な障害者から最初の窓口において当該窓口以外の課の手続きを行いたい旨の申出があった場合には、当該申出の内容のとおりに対応すること。</p>

もくてき ばしょ あんない さい しょうがいしゃ
目的の場所までの案内の際に、障害者
ほこうそくど あ そくど ある また
の歩行速度に合わせた速度で歩き、又は
ぜんご さゆうも きより いちど
前後、左右若しくは距離の位置取りにつ
いて、しょうがいしゃ きぼう き
いて、障害者の希望を聞くこと。

しょうがい とくせい ひんばん りせき ひつよう
障害の特性により、頻繁に離席の必要
がある場合に、ばあい かいじょう ざせき いち とびら
会場の座席位置を扉
ふきん
付近にすること。

かいじょしゃとう つ そ ばあい ほんにん
介助者等が付き添う場合に、本人だけで
なくかいじょしゃとう せき となり ようい
介助者等の席を隣に用意するこ
と。

ふ ずいいうんどう しょうじょうとう しょうい お
付随意運動の症状等により書類を押さ
えることが むづか しょうがいしゃ たい
難しい障害者に対し、
しょくいん しょうい お また
職員が書類を押さえ、又はバインダー
とう こていきぐ ていきょう
等の固定器具を提供すること

さいがい じ ことう はっせい さい かんないほうそう
災害、事故等の発生の際に、管内放送
とう ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう き
等による避難情報等の緊急情報を聞
くことが むづか ちょうかくしょうがいしゃ
難しい聴覚障害者に対し、

	<p>てが ぼーどとう もち 手書きボード等を用いてわかりやすく 案内し、誘導を図ること。 あんない ゆうどう はか</p>
	<p>じゃくし もの もうしで さい しょうめい 弱視の者から申出があった際に、照明 の近く等その見え方に応じた場所に 案内すること。 あんない</p>
<p>いしそつう かか はいりよ 意思疎通に係る配慮</p>	<p>ひつだん よ あ しゅわ てんじ かくだいもじ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字 等の意思確認手段を用いること。 とう いしかくにんしゅだん もち</p>
	<p>しかくしょうがいしゃ たい かいぎしりょうとう じぜん 視覚障害者に対して会議資料等を事前 に送付する際に、読み上げソフトに対応 できるよう電子データ（テキスト形式） で提供すること。 ていきょう</p>
	<p>いしそつう ふとくい しょうがいしゃ たい え 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵 カード等を活用して意思を確認するこ と。 とう かつよう いし かくにん</p>
	<p>む あ じょうたい あいて じぶん かお 向かい合った状態で、相手が自分の顔を 見ているか確認してから話し出し、又は 書き始めること。 み かくにん はな だ また か はじ</p>

資料、マスク等で顔が隠れないように
し、又は下を向いて話さないこと。

駐車場等において、通常であれば口
頭で行う案内をメモにして渡すこと。

書類の記入を依頼する際に、記入方法等
を本人の前で示し、若しくはわかりやす
い記述で伝達し、又は本人の依頼がある
場合にあつては代読、代筆等による配慮
をすること。

比喩表現が苦手な障害者に対し、
比喩、暗喩、二重否定表現等を用いず
に説明すること。

障害者から申出があつた際に、2以上
の事項について同時に説明することを
避け、ゆっくり、丁寧に、かつ、繰返し
説明し、内容が理解されたことを確認し
ながら応対すること。

いっばんてき がいらいご かんすうじ しょう
一般的でない外来語、漢数字の使用を
さ じこく ごぜん ごご ひょうき など
避け、時刻を午前・午後で表記する等の
はいりよ
配慮をすること。

かんじ ふ が な ふ きょくりょく
漢字に振り仮名を付すること、極力
ひらがな もち わ が き ごと
平仮名を用いること、分かち書き（語と
ご あいだ くわく お ぶん か かた
語の間に空白を置く文の書き方をい
う。）を用いることその他容易に読解す
ることが可能な文章とすること。

かいぎ しんこう あ しりょう み
会議の進行に当たり、資料を見ながら
せつめい き こんなん しかく ちょうかくまた
説明を聞くことが困難な視覚、聴覚又
ちてきしょうがい ゆう しゅつせきしゃ たい
は知的障害を有する出席者等に対し、
ゆっくり、かつ、ていねい しんこう
ゆっくり、かつ、丁寧な進行を
こころ など はいりよ
心がける等の配慮をすること。

ルール、かんこうとう だん
慣行等の弾
りょくてきうんよう
力的運用

れつ た じゅんばん ま ばあい
列で立って順番を待っている場合に、
しゅうい もの りかい え うえ しょうがいしゃ
周囲の者の理解を得た上で、障害者の
じゅんばん く べつしつまた せき ようい
順番が来るまで別室又は席を用意する
こと。

スクリーン、^{しゅわつうやくしゃ}手話通訳者、^{ばんしょとう}板書等がよく
みえるように、^{とうがい}当該スクリーン等^{とう}に近い^{ちか}
^{せき}席^{かくほ}を確保すること。

^{しゃりょうじょうこうばしょ}車両乗降場所を^{しせつでいりぐち}施設出入口^{ちか}に近い^{ばしょ}場所
^{へんこう}に変更すること。

^{ちようしゃとう}庁舎等の^{ちゆうしゃじょう}駐車場において、^{しょうがいしゃ}障害者
^{らいちよう}の来庁が^{たすうみこ}多数見込まれる^{ばあい}場合に、^{しょうがい}障害
^{しゃせんよう}者専用でない^{くかく}区画を^{しょうがいしゃせんよう}障害者専用^{くかく}の区画
^{へんこう}に変更すること。

^{たにん}他人との^{せつしょくまた}接触又は^{たにんずう}多人数^{なか}の中にいるこ
とによる^{きんちよう}緊張^{ほっさとう}により^{ばあい}発作等がある^{ばあい}場合
に、^{とうがいしょうがいしゃ}当該^{せつめい}障害者に^{しせつ}説明^{しせつ}のうえ、^{しせつ}施設の
^{じょうきよう}状況^{おう}に応じて^{べつしつ}別室^{じゅんび}を準備すること。

^{ひこうひょうまた}非公表又は^{みこうひょうじょうほう}未公表情報^{あつか}を扱^{かいぎとう}う会議等^{かいぎとう}にお
いて^{いいん}委員^{しょうがいしゃ}に^{ばあい}障害者^いのある^{しそつう}場合に^い意思疎通
^{また}又は^{りかい}理解^{しえんまた}を支援^{えんじよ}又は^{もの}援助^{どうせき}する^{もの}者の^{どうせき}同席^{どうせき}を

みと
認めること。

- (2) 前号に掲げる例においては、これらの事項は例示に過ぎず、記載されているものだけに限られるものではないこと及び前項に規定する過重な負担が存在しないことを前提とするものであることに留意するものとする。